

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人やまがた健康推進機構（以下「この法人」という。）の定款第16条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び顧問と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、常勤役員以外の役員、並びに評議員及び顧問をいう。
- (4) 報酬等とは、公益法人認定法第5条第13号で定める報酬及び賞与をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及び旅費(宿泊費含む。)をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として、理事長及び専務理事（以下「理事長等」という。）については月額で、その他の役員等については理事会及び評議員会出席等、必要の都度定額で、報酬を支給することができる。

2 常勤役員で給与規程又は医師採用等に関する要綱の適用を受ける者には、給与規程に基づき給与を、医師採用等に関する要綱に基づき報酬をそれぞれ支給するものとし、役員等の報酬等は支給しない。ただし、常勤役員で給与規程の適用を受けない者の通勤手当については、給与規程第13条に基づき支給することができる。

3 役員等には、賞与、退職金は支給しない。ただし、常勤役員で給与規程又は退職金支給規程の適用を受ける者には、給与規程に基づき賞与を、退職金支給規程に基づき退職金をそれぞれ職員として支給する。

4 理事長等の就任又は退任が月の中途の場合の報酬月額は、当該月の就任した日から月末又は初日から退任した日までの日数を、当該月の初日から末日までの日数（暦日）で割って得た率を報酬月額に乗じて得られる額（1円未満の端数が出た場合は切り捨てる。）を支給する。

(報酬の額等)

第4条 理事長等の報酬の月額、報酬月額表（別表第1）の範囲内において、理事会の決議により定めるものとする。

2 非常勤役員等(前項に規定する理事長等を除く。)の報酬は、理事会又は評議員会の出席の都度、一人一律20,000円を支給する。また、その他この法人の用務のために職務に従事した場合も同様とする。

(費用)

第5条 役員等が理事会又は評議員会に出席した場合は交通費を、役員等がこの法人の業務のために旅行した場合は、交通費及び旅費の額（別表第2）を支給することができる。ただし、常勤役員には、旅費規程に基づき支給する。

（公 表）

第6条 この規程をもって、公益法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改 廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

（補 則）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、公益法人の設立の登記の日（以下「設立登記日」という。）から適用する。
2. 役員等の報酬等規程（平成5年4月1日制定）は、廃止する。
3. 設立登記日の属する月から同日以後に最初に開催される評議員会の開催日の属する月までの間の理事長及び専務理事の報酬の月額は、第4条第1項の規定にかかわらず、理事長にあつては300,000円、専務理事にあつては534,400円とする。
4. 第4条第1項の変更を平成25年6月27日から施行する。

附 則（平成27年6月評議員会決議）

この規程は、平成27年6月23日から施行する。（別表第1の変更）

附 則（平成28年6月評議員会決議）

この規程は、平成28年6月29日から施行する。（第3条第2項の変更及び第4項の追加、別表第1の変更）

附 則（平成28年6月評議員会決議）

この規程は、平成30年6月26日から施行する。（別表第1の変更）

附 則（平成31年3月評議員会決議）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。（第3条第2項のただし書追加）

(別表第1)

理事長 月額 200,000 円までの範囲内

専務理事 月額 450,000 円 (年額 540 万円) までの範囲内

(別表第2)

交通費及び旅費の額

区 分	鉄 道 賃 船 賃 航 空 賃	日当 (県外) (一日につき)	宿泊料 (一夜につき)	
			県内	県外
評 議 員 理 事 監 事 顧 問	旅費規程に 準 ず る	3,000 円	11,800 円	14,800 円